

○犯罪事件受理簿等の様式について（通達）

令和7年3月17日

道本刑第4281号（生企・地・交企・公1合同）

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て
犯罪事件受理簿等の様式については、「犯罪事件受理簿等の様式について」（平29.
2. 15道本刑第3658号。以下、「旧通達」という。）により定められているところであ
るが、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行に伴い、旧通
達別記様式第9号から第11号の交通法令違反事件簿の様式を改める必要が生じたこと
から、令和7年3月24日から下記のとおり運用することとするので、事務処理上遺憾
のないようにされたい。

なお、旧通達は、令和7年3月24日付けで廃止する。

記

1 犯罪事件受理簿（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規
範」という。）第62条）

(1) 事件（下記(2)の事項に定める事件を除く。）を受理したときは、別記様式第1
号を作成するものとする。

(2) 交通事故事件（人の死傷を伴うものに限る。以下同じ。）を受理したときは、
別記様式第2号を作成するものとする。

なお、被疑者及び被害者が3人以上の場合は、別記様式第3号（継続用紙）を
用いること。

2 犯罪事件処理簿（規範第201条）

(1) 事件（下記(2)及び(3)の事項に定める事件を除く。）を送致（送付を含む。以下
同じ。）するときは、別記様式第4号を作成するものとする。

なお、被疑者が2人以上の場合は、別記様式第5号を作成すること。

(2) 交通事故事件を送致するときは、別記様式第6号を作成するものとする。

(3) 犯罪少年による事件を送致するときは、別記様式第7号を作成するものとする。

(4) 前記(1)から(3)までの事項に掲げる事件を送致する場合で、特に捜査のてん末を
記録しておく必要があるときは、別記様式第8号を併せて作成するものとする。

(5) 前記(1)及び(3)について、他の通達で定める様式により作成する必要があるとき
は、当該通達の定めるところによるものとする。

3 交通法令違反事件簿（規範第222条）

道路交通法（昭和35年法律第105号）又はこれに基づく命令の違反事件について
は、犯罪事件受理簿及び犯罪事件処理簿に代え、別記様式第9号から別記様式第11
号までを使用するものとする。

4 接見等の指定に関する通知書等

司法警察職員が、刑事施設の長又は警察の留置場（刑事施設及び受刑者の処遇等

に関する法律の一部を改正する法律（平成18年法律第58号）の施行後においては、留置施設）において留置業務を管理する者（以下「留置業務管理者等」という。）に対し、書面により、刑事訴訟法第39条第3項の規定に基づいて接見等に関し指定権を行使することがある旨を通知し、弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人になろうとする者が指定を得ないで接見等を留置業務管理者等に申し出たときは留置業務管理者等が司法警察職員にその旨を連絡することを依頼する場合は、別記様式第12号を作成するものとする。

司法警察職員が指定に基づきなされた接見等の状況を書面により照会する場合は別記様式第13号を作成するものとする。

5 犯罪捜査・事実現認報告書

司法警察職員捜査書類簡易書式例（平成12年3月30日付け最高検企第59号検事総長指示）を用いる場合において作成する犯罪捜査・事実現認報告書の様式は、別記様式第14号を使用するものとする。

6 追加被害届

規範第61条第2項に規定する被害届を受理した事件において、追加の被害の届出（受理した被害届の内容の訂正に係る届出を除く。）を受けた時は、別記様式第15号を使用するものとする。

別記様式第 1 号（犯罪捜査規範第 6 2 条）

犯 罪 事 件 受 理 簿

	告 訴	告 発	自 首	届 出	現 行 犯	そ の 他	告 訴	告 発	自 首	届 出	現 行 犯	そ の 他
受 理 番 号	第 号						第 号					
受 理 月 日	月 日						月 日					
罪名（手口）												
犯 罪 日 時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで						年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで					
犯 罪 場 所												
被 害 程 度												
被 害 者												
被 疑 者												
捜 査 主 任 官												
送致(付)年月 日 及び 番号	年 月 日 第 号						年 月 日 第 号					
送致（付）先	検 察 庁 家 庭 裁 判 所						検 察 庁 家 庭 裁 判 所					
事 件 処 理 簿 番 号	年 第 号						年 第 号					
刑 法 犯 認 知 情 報 票	月 号						月 号					
被 害 記 録	号						号					
備 考												

注意 1 交通事故（車両等の交通による人の死傷をいう。）事件については、別記様式第 2 号及び第 3 号を用いること。

 2 欄外事項には、該当するものの上部に丸印を付けること。

（用紙 日本産業規格 A 4）

年 月 日計上

交通事故事件簿

1 受理（犯罪事件受理簿）

届出		捜査主任官		担当者	
受理番号		第 号		受理日時	年 月 日 時 分
発生日時		年 月 日 午 時 分		ところ（曜日） 天候	
発生場所				路線名	
				道路形状	
被 者 第 一 当 事 者	住所	電話（ ）		運 免 転 許	第 一 号
	氏名	生年月日	年 月 日（歳）	被害程度	人身物件 約
	車種	車両番号		罪 名	約 円相当
	自賠責 保険関係	証明書 番 号		車 使 用 者	
	事故時 の 状 態	車名 年式	年式		
被 者 第 二 当 事 者	住所	電話（ ）		運 免 転 許	第 一 号
	氏名	生年月日	年 月 日（歳）	被害程度	人身物件 約
	車種	車両番号		罪 名	約 円相当
	自賠責 保険関係	証明書 番 号		車 使 用 者	
	事故時 の 状 態	車名 年式	年式		
本 籍	第1			職 業	勤務先
	第2				
事 故 発 生 の 状 況	事故類型			検知結果	呼気（当） mg/l
	飲酒（当）				呼気（当） mg/l
負傷者収容先		第2当			
鑑定等	第 当	血中	（当） mg/ml	（当） mg/ml	

注 被疑者及び被害者が3人以上の場合は別記様式第3号を用いること。

受 理 （ 継 続 用 紙 ）

被 者 第	住 所	電話 ()			運 免	転 許	第 — 号
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	被 害 程 度	人 身 物 件	約
	車 種		車 両 番 号				約 円相当
	自 賠 責 保 険 関 係		証 明 書 番 号		罪 名		
	事 故 時 の 状 態		車 名 年 式	年 式	車 使 用 両 者		
被 者 第	住 所	電話 ()			運 免	転 許	第 — 号
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	被 害 程 度	人 身 物 件	約
	車 種		車 両 番 号				約 円相当
	自 賠 責 保 険 関 係		証 明 書 番 号		罪 名		
	事 故 時 の 状 態		車 名 年 式	年 式	車 使 用 両 者		
被 者 第	住 所	電話 ()			運 免	転 許	第 — 号
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	被 害 程 度	人 身 物 件	約
	車 種		車 両 番 号				約 円相当
	自 賠 責 保 険 関 係		証 明 書 番 号		罪 名		
	事 故 時 の 状 態		車 名 年 式	年 式	車 使 用 両 者		
被 者 第	住 所	電話 ()			運 免	転 許	第 — 号
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	被 害 程 度	人 身 物 件	約
	車 種		車 両 番 号				約 円相当
	自 賠 責 保 険 関 係		証 明 書 番 号		罪 名		
	事 故 時 の 状 態		車 名 年 式	年 式	車 使 用 両 者		
被 者 第	住 所	電話 ()			運 免	転 許	第 — 号
	氏 名		生 年 月 日	年 月 日 (歳)	被 害 程 度	人 身 物 件	約
	車 種		車 両 番 号				約 円相当
	自 賠 責 保 険 関 係		証 明 書 番 号		罪 名		
	事 故 時 の 状 態		車 名 年 式	年 式	車 使 用 両 者		

犯 罪 事 件 処 理 簿

番 号		第 号	捜査主任官		
受理番号		年第 号	担 当 者		
事 件 名					
罪 名 、 罰 条					
送 致 （ 付 ）		年 月 日第 号		検察庁・家庭裁判所	
被 疑 者	本籍（国籍）				
	住 居				
	出 生 地				
	職 業				
	前 科				
	氏名（通称）	（ ）			
	生 年 月 日	年 月 日生（ 歳）			
	作成・照会	☐ 被 害 ☐ 写 真 ☐ 指 紋 ☐ 手 口 ☐ 指 名 ☐ 身 上			
発 覚 の 端 緒		年 月 日午 時 分			
検 挙 の 端 緒		年 月 日			
逮 捕	種別・年月日	通常・緊急・現行 年 月 日午 時 分			
	場 所				
	逮 捕 者				
釈 放		年 月 日午 時 分		警察署	
送 致 （ 付 ） 別		身柄・書類 年 月 日午 時 分			
勾 留 ・ 釈 放		勾留（観護）・釈放 月 日			
処 分		年 月 日		検察庁・家庭裁判所	
裁 判 結 果		年 月 日			
証 拠 資 料					
犯 罪 事 実 及 び 犯 罪 の 情 状 等 に 関 する 意 見		別紙記載のとおり			
犯 罪 統 計 原 票		刑法犯認知情報票	検挙情報票（ ）	被疑者情報票（ ）	被疑者補助票（ ）
（ 種 別 ）		月 N o .	月 N o .	月 N o .	月 N o .

注意 1 被疑者が2人以上の場合は、別記様式第5号を用いること。
2 特に、捜査のてん末を記録しておく必要がある場合は、別記様式第8号を用いること。
3 該当する事項又は□欄に○を付けること。

(用紙 日本産業規格A4)

2 指 揮 （事件指揮簿）

指 揮 者		月 日	指 揮 事 項	指 揮 区 分	備 考

3 処 理 （犯罪事件処理簿）

被 疑 者		送 致（付） 別	身 柄・書 類 月 日 午 時 分
逮 捕 別 年 月 日	年 月 日 午 時 分	勾 留・釈 放	勾 留（観 護） 釈 放 月 日 月 日
逮 捕 場 所		検 察 官（家 庭 裁 判 所） 処 分	年 月 日 検 察 庁（家 裁）
逮 捕 者		裁 判 結 果	年 月 日 刑 名 刑 期（額）
釈 放	年 月 日 午 時 分	仮 停 止	要・否 年 月 日 送 付
罪 名 条 文		準 仮 停 止	要・否 年 月 日 送 付
送 致（付） （ 付 ）	年 月 日 第 号	行 政 処 分 原 票	年 月 日 送 付
送 致（付） 意 見	厳 重・相 当・寛 大・然 る べ く 刑 事・保 護・不 処 分	備 考	
被 疑 者		送 致（付） 別	身 柄・書 類 月 日 午 時 分
逮 捕 別 年 月 日	年 月 日 午 時 分	勾 留・釈 放	勾 留（観 護） 釈 放 月 日 月 日
逮 捕 場 所		検 察 官（家 庭 裁 判 所） 処 分	年 月 日 検 察 庁（家 裁）
逮 捕 者		裁 判 結 果	年 月 日 刑 名 刑 期（額）
釈 放	年 月 日 午 時 分	仮 停 止	要・否 年 月 日 送 付
罪 名 条 文		準 仮 停 止	要・否 年 月 日 送 付
送 致（付） （ 付 ）	年 月 日 第 号	行 政 処 分 原 票	年 月 日 送 付
送 致（付） 意 見	厳 重・相 当・寛 大・然 る べ く 刑 事・保 護・不 処 分	備 考	
現 場 略 図			

注 被疑者が 3 人以上の場合は、本紙を継続用紙として用いること。

（用紙 日本産業規格 A 4）

犯 罪 事 件 処 理 簿

資 料 区 分	
---------	--

送 致 番 号	第	号	事 件 名		受 理 番 号	年 第	号	年 第	号				
少年 の 氏 名		異 名		生 年 月 日		職 業	名 称		収 入				
						勤 務 先	所 在 地						
本 籍				出 生 地		関 係	職 歴	勤 務 先 ・ 職 種	所 在 地	在 職 期 間	退 職 理 由		
住 居													
非 行 場 所				財 物 加 害 高	円	非 行 ・ 補 導 前 歴	非 行 等 名						
家 族 関 係	主 な 家 族 の 氏 名 ・ 続 柄 ・ 年 齢 ・ 職 業 ・ 住 居			家 族 数	人		補 導 年 月 日						
	補 導 警 察 署												
	措 置 及 び 処 分 結 果												
学 校	最 終 （ 在 学 ） 学 校 名				所 在 地	喫 煙			有 機 溶 剤 そ の 他 の 薬 物 乱 用				
関 係	怠 学		成 績										

取 扱 警 察 署	発 生 地 管 轄 警 察 署			検 挙 警 察 署		身 柄 引 渡 警 察 署		処 遇 意 見			
								最 終 （ 在 学 ） 学 校			
罪 名											
既 遂 ・ 未 遂 別											
手 口											
非 行 時 の 居 住 地											
性 別											
非 行 時 の 年 齢											
非 行 時 の 学 職											
学 職 の 特 殊 形 態											
国 籍 等											
在 留 資 格 等 （ 外 国 人 ）											
不 法 滞 在 期 間 （ 外 国 人 ）											
補 導 歴 ・ 非 行 歴	補 導 歴	回	非 行 歴	回	う ち 本 票 記 載 犯 罪 と 同 一 罪 種 （ ） 回						
前 回 処 分											
非 行 年 月 日 時											
非 行 場 所											
非 行 の 動 機 ・ 原 因	背 景										
	父 親 の 態 度										
	母 親 の 態 度										
	直 接 の 動 機 ・ 原 因										
	精 神 障 害 等 の 有 無										
家 出 関 係											
生 活 形 態											
両 親 の 状 態											
母 の 不 在 状 況											
非 行 集 団 関 係	暴 力 団 と の 関 係 の 有 無										
	集 団 の 種 別										
送 致 等 の 区 分											
暴 力 団 等 関 係								団 体 の 名 称			
								組 織 順 位			
								地 位			
								ゴ ロ ・ 総 会 屋 等			
								犯 罪 態 様	犯 罪 態 様		
									民 事 介 入 暴 力		
関 係 検 挙 票 番 号								署 年 月 第 号			
作 成 者								年 月 日 作 成 署 係 氏 名 印			
逮 捕 年 月 日								年 月 日 時 分			
逮 捕 場 所											
逮 捕 者											
釈 放 年 月 日								年 月 日 時 分			
送 致 年 月 日 ・ 送 致 先								年 月 日			
勾 留 （ 観 護 ） 年 月 日								年 月 日 時 分			
家 裁 （ 検 察 官 ） 処 分								年 月 日			
裁 判 結 果								年 月 日			
作 成 ・ 照 会											

注意 1 この様式は、少年事件（交通法令違反事件及び交通事故事件の少年を除く。）のうち、犯罪少年について送致又は送付した場合に用いること。
2 送致書又は送付書の写しを添付すること。
3 被疑者が2人以上ある場合には、主たる被疑者については全欄を記入し、従たる被疑者については送致番号、事件名及び受理番号の欄は記入しないこと。
4 特に捜査のてん末を記録しておく必要がある場合は、別記様式第8号を用いること。 (用紙 日本産業規格A3)

別記様式第8号（犯罪捜査規範第201条）

犯 罪 事 件 処 理 簿

月 日	捜 査 の て ん 末	備 考

（用紙 日本産業規格A4）

交 通 法 令 違 反 事 件 簿

受 理 番 号		第 号
受 理 月 日		月 日
検 挙 者 の 所 属 階 級 及 び 氏 名		
違 反 者	本 籍	
	住 所	
	職 業	
	保 護 者 又 は 勤 務 先	
	氏 名	(少・歩行者)
	生 年 月 日	年 月 日生 (歳)
	性 別	男 ・ 女
出 頭 命 令	有 ・ 無	
違 反 車 両		
違 反 事 項 ・ 罰 条		
違 反 日 時	月 日 時 分	
違 反 場 所		
捜 査 及 び 処 理 の 指 揮		
送致(付)番号・送致(付)月日及び送致(付)先	第 号 月 日 検 察 庁 家庭裁判所	
検 察 官 の 処 分	起 訴 ・ 起 訴 猶 予 そ の 他 の 不 起 訴 処 分	
備 考		

- 注意 1 道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式により処理する事件については、別記様式第10号を用いること。
- 2 道路交通法第126条の規定による告知をした事件については、別記様式第11号を用いること。
- 3 道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式による処理又は道路交通法第126条の規定による告知の対象となる事件についてこの様式を用いる場合は、その理由を備考欄に記載すること。
- (用紙 日本産業規格A4)

交通法令違反事件簿（番号）													
交付・命令日時		令和 年 月 日 午前 後 時 分											
交付・命令者の所属階級及び氏名													
氏名	生年月日	年 月 日生（ 歳）					職業				出頭		
	本籍										日時	場所	
	住所	電 方									月	日	午前 午後 時
	免許証	第	号										
	・免許情報記録	令和 年 月 日 公安委員会交付等											
	保護者又は勤務先	住所氏名	電					職業	続柄	軽車両			
	違反車両 ○印のもの	大型車	普通車		二輪車	原付車							
登録（車両）番号		号（自家用・事業用）											
男・女	違反日時	令和 年 月 日 午前 後 時 分頃									命令		
歩行者	違反場所	付近道路									有・無		
違反事項・罰条													
反則制度不該当 ○印のもの	☐ 非反則行為	☐ 無免許・無資格 125・Ⅱ(1)	☐ 酒気帯び・ ☐ 麻薬等影響 125・Ⅱ(2)			☐ 交通事故 125・Ⅱ(3)		☐ 居所等不明 126・Ⅰ(1)		☐ 逃亡 126・Ⅰ(2)			
引	継	月 日			署（課・隊）								
受理月日	月 日			受理番号		第 号							
捜査及び処理の指揮													
送致番号・送致月日及び送致先		第 号 年 月 日 検察庁・家庭裁判所											
検 察 官 の 処 分		起 訴 ・ 起 訴 猶 予 そ の 他 の 不 起 訴 処 分											
備 考													

注意 1 この様式は、道路交通法違反事件迅速処理のための共用書式により処理する事件について用いること。

2 交付者と検挙者とが異なる場合は、検挙者の氏名を備考欄に記載すること。

(用紙 縦25センチメートル、横12センチメートル)

交通法令違反事件簿																				(番号)	
告知日時				令和 年 月 日 午前 後 時 分																	
告知者及び所属階級																					
氏名	生年月日			年 月 日生 (歳)										職業					出頭		
	本籍															日時		場所			
	住所			電方												月 日 午前 後 時					
	免許証 免許情報記録			第																	号
	保護者又は勤務先			住所	電																
				氏名	(歳)					職業		続柄									
	違反車両 ○印のもの			大型車			普通車			二輪車		原付車		自家用車							
少				登録(車両)番号 号																	
男・女	違反日時			令和 年 月 日 午前 後 時 分頃																	
	違反場所			付近道路																	
違反事項・罰条																					
告知報告 (引継)				月 日				署 (課・隊)													
受理番号				第 号																	
処理の指揮																					
結果	通 告			公 示 ・ 交 付 ・ 送 付 ・ 不 通 告																	
	納 付			仮 納 付 ・ 納 付 ・ 不 納 付																	
捜査及び処理の指揮																					
送致番号・送致月日及び送致先				第 号 年 月 日 検察庁・家庭裁判所																	
検 察 官 の 処 分				起 訴 ・ 起 訴 猶 予 そ の 他 の 不 起 訴 処 分																	
備 考																					

注意 1 この様式は、道路交通法第126条の規定による告知をした事件について用いること。
2 交付者と検挙者とが異なる場合は、検挙者の氏名を備考欄に記載すること。
(用紙 縦25センチメートル、横12センチメートル)

接見等の指定に関する通知書

年 月 日

殿

警察署

司法警察員

被疑者

上記被疑者と弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者との接見又は書類（新聞、雑誌及び書類を含む。）若しくは物（糧食、寝具及び衣類を除く。）の授受に関し、捜査のため必要があるときは、その日時、場所及び時間を指定するので通知する。

接見等に関する照会書

年 月 日

殿

警察署
司法警察員

被疑者

上記被疑者と弁護人又は弁護人を選任することができる者の依頼により弁護人となろうとする者との接見又は書類（新聞、雑誌及び書籍を含む。）若しくは物（糧食、寝具及び衣類を除く。）の授受に関し、刑事訴訟法第39条第3項の規定に基づく指定により接見等がなされた場合には、回答書の各欄に所定の事項を記入して回答されたく照会します。

回 答 書

年 月 日

警察署
司法警察員

殿

（官職氏名）

下記のとおり回答する。

番号	弁護人等の氏名	接見等の日時（分）	指定方法	担当者氏名	備 考
1			指定書 電話等		
2			指定書 電話等		
3			指定書 電話等		
4			指定書 電話等		
5			指定書 電話等		
6			指定書 電話等		
7			指定書 電話等		
8			指定書 電話等		

- 注意 1 指定方法の欄中「指定書 電話等」については、事例に応じ該当するものを○で囲むこと。
 2 書類又は物の授受がなされた場合には、その名称等を備考欄に記入すること。
 3 適宜継続用紙を利用して差し支えない。
 4 本回答書は、被疑者の起訴、釈放又は移監後送付すること。

（用紙 日本産業規格 A 4）

犯 罪 捜 査 報 告 書 事 実 現 認 年 月 日 警察署 司法警察員 殿 警察署 司法 印 次 の 犯 罪 を 捜 査 し た か ら 報 告 す る 。 事 実 を 現 認	
罪 名 、 罰 条	
被 疑 者	本 籍 (国籍) 住 居 職 業 氏 名 生年月日 年 月 日生 (歳)
捜 査 の 端 緒	
犯 罪 事 実	
証 拠 関 係	
現 認 時 の 状 況 又 は	
捜 査 経 過	

追 加 被 害 届 年 月 日 警 察 署 長 殿 届出人住居 氏 名 , (電話) 年 月 日 方面 警察署に の被害届を提出しましたが、さらに次のとおり被害がありましたのでお届けします。	
被害者の住居、 職業、氏名、年齢	年 月 日、 方面 警察署に提出した被害届に同じです。
被害の年月日時	同 上
被害の場所	同 上
被害の様 様	同 上

(その2)

				被害者氏名		
被 害 金 品	品名	数量	時価	特徴	所有者	
犯人の住居、氏名 又は通称、人相、 着衣、特徴等						
遺留品その他参考 となるべき事項						
※						
				届出受理係	氏名	

- 注1 届出人と被害者とが異なるときは、届出人と被害者との関係及び本人届出の理由を遺留品その他参考となるべき事項欄に記入すること。
- 2 届出人の依頼によって警察官が代書したときは、※印欄に「以上本人の依頼により代書した。所属、官職、氏名」を記載し、押印すること。
- 3 被害者の住居、職業、氏名、年齢に変更があった場合は、欄内の不動文字を削除し使用すること。